

業務委託契約書（案）

この契約について、委託者 公益財団法人 滋賀食肉公社 を甲とし、請負者 を乙として次の条項により契約を締結し、法令を順守して、信義に従い誠実に履行するものとする。

（契約の目的および契約金額）

第1条 乙は、甲に次の契約金額をもって本契約を締結する。

名 称 平成30年度冷凍・冷蔵設備保守点検業務委託
契約金額 円（うち消費税および地方消費税の額 円）

2 本条1項の消費税および地方消費税の額は、消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方消費税第72条の82および第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

（納入期限、納入場所および契約保証金）

第2条 納入期限、納入場所、契約保証金は、次のとおりとする。

- （1）契約期間 契約締結日 から 平成 31 年 3 月 31 日
- （2）事業場所 滋賀県近江八幡市長光寺町 1089 番地 4 滋賀食肉センター
- （3）契約保証金 免 除

（契約金額の支払）

第3条 契約料金の支払いは、第1条にもとづいた契約金額を2等分し、これを年2回に分けて指定した月に乙が請求するものとする。請求する月については甲乙協議して定める。

2 甲は、第12条にもとづいた検査の合格後、乙の発行する適法な支払い請求書を受理した月の翌月末に契約金額を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(一括下請負・一括委任の禁止)

第5条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、業務の全部もしくはその主たる部分または他の部分から独立して機能を発揮する部分を一括して、第三者に請け負わせることもしくは委任することはできない。

(発注者の協力義務)

第6条 乙がこの契約にもとづく指示・検査・試験・立会・確認・審査・承認・意見・協議などを求めたときは、甲は、すみやかにこれに応ずる。

2 甲は、甲の発注にかかる第三者の施工する他の工事が乙の施工する工事と密接に関連する場合において、必要があるときは、それらの施工につき、調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、第三者の施工が円滑に進捗し、完成するよう協力しなければならない。

(甲の代理人)

第7条 甲は、代理人をおくことができる。このときは、書面をもってその氏名を乙に通知する。

(契約期間の変更)

第8条 甲は、必要によって、乙に対し業務の追加もしくは変更または契約期間の変更について協議を申入れることができる。

2 本条1項により、乙に損害を及ぼしたときは、乙は、甲に対してその補償を求めることができる。

3 乙は、甲の契約に別段の定めのあるほか、業務の追加・変更、不可抗力、関連工事の調整、その他正当な理由があるときは、甲に対してその理由を明示して必要と認められる契約期間の延長を請求することができる。延長日数は、甲乙が協議して定める。

(請負代金額の変更)

第9条 つぎの各号のいずれかに該当するときは、当事者は、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

(1) 業務の追加・変更があったとき。

(2) 契約期間の変更があったとき。

(3) 第6条2項に従ったために増加費用が生じたとき。

(4) 契約期間内に予期することのできない法令の制定・改廃、経済事情の激変などによって、請負代金額が明らかに適当でない認められるとき。

2 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については内訳書の単価により、増加部分については時価による。

(甲の立会い)

第10条 乙は、甲の立会のうえ施工することを定めた業務を行うときは、甲に通知する。

2 乙は、甲の指示があったときは、本条1項の規定にかかわらず、甲の立会なく施工することができる。

(仕様書等に適合しない施工)

第11条 施工について、仕様書に適合しない部分があるときは、甲の指示によって、乙は、その費用を負担し、すみやかにこれを改善する。

2 甲の指示またはその他施工について甲の責に帰すべき事由によって生じた仕様書等に適合しない施工については、乙は、その責を負わない。

3 本条2項のときであっても、施行について乙の故意または重大な過失によるとき、または乙がその適当でないことを知りながらあらかじめ甲に通知しなかったときは、乙は、その責を免れない。ただし、乙がその適当でないことを通知したにもかかわらず、甲が適切な指示をしなかったときはこの限りではない。

(検査および引渡)

第12条 甲は、乙から点検整備完了の通知を受けた日から10日以内に当該業務の検査を行うものとする。

2 乙は、点検整備を完了したときは、甲に検査を求め、甲は、すみやかにこれに応じて乙の立会のもとに検査を行う。

3 乙は、乙の責めに帰すべき原因で検査に合格しないときは、契約期間内または甲の指定する期間内に修補または改善して甲の検査をうける。

4 本条4項の処置が遅れているとき、催告しても正当な理由がなく、なお行われないうときは、甲は、代わってこれを行い、その費用を乙に請求することができる。

(損害の防止)

第13条 乙は、業務の完了まで、自己の費用で、契約の目的物、材料・設備の機器または近接する工作物もしくは第三者に対する損害の防止のため、関係法令にもとづき、事業場所と環境に相応した必要な処置をする。

2 契約の目的物に近接する工作物の保護またはこれに関連する処置で、甲乙が協議して、本条1項の処置の範囲をこえ、請負代金額に含むことが適当でないと認めたものの費用は甲乙協議する。

3 乙は、災害防止などのため特に必要と認めたときは、あらかじめ甲の意見を求めて臨機の処置をとる。ただし、急を要するときは、処置をしたのち甲に通知する。

4 甲が必要と認めて臨機の処置を求めたときは、乙は、ただちにこれに応ずる。

5 本条3項または本条4項の処置に要した費用負担については、甲乙協議する。

(施工一般の損害)

第14条 第12条にもとづく業務完了までに、契約の目的物、材料・設備の機器、支給材料、貸与品、その他施工一般について生じた損害は、乙の負担とし、契約期間は延長しない。

2 本条1項の損害のうち、つぎの各号のいずれかに該当する場合に生じたものは、甲の負担とし、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる契約期間の延長を求めることができる

(1) 甲の都合によって、着手期日までに業務に着手できなかったとき、または甲が繰延もしくは中止したとき。

(2) その他甲の責に帰すべき事由によるとき。

(不可抗力による損害)

第15条 天災その他自然的または人為的な事象であって、甲乙いずれにもその責を帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）によって、事業場所現場に搬入した材料・設備の機器または業務用機器について損害が生じたときは、乙は、事実発生後すみやかにその状況を甲に通知する。

2 本条1項の損害について、甲乙の認識として重大なものと認め、かつ、乙が善良な管理者としての注意をしたと認められるものの負担は、甲乙が協議して定める。

(履行遅滞)

第16条 乙は、自らの責めに帰すべき理由により納入期限内に業務を完了できないときは、遅延数量に相当する契約金額に対し、納入期限の翌日から合格品を完納するまでの日数に応じて年2.9パーセントの割合で計算した金額を延滞違約金として甲に支払うものとする。

2 本条1項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。

3 甲は、本条1項の延滞違約金のあるときは、これを第1条の契約金額および第2条の契約保証金がある場合は当該金額から控除し、なお不足するときは当該不足分を徴収するものとする。

(第三者の賠償)

第17条 施工のため乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償する。

2 本条1項の規程にかかわらず、施行について乙が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音・振動などの事由により第三者に与えた損害を補償するときは、甲がこれを負担する。

3 本条1項または2項の場合、その他施工について第三者との間に紛争が生じたときは、乙がその処理解決にあたる。ただし、乙だけで解決し難いときは、甲は、乙に協力する。

4 契約の目的物にもとづく日照障害・風害・電波障害その他甲の責に帰すべき事由により、第三者との間に紛争が生じたとき、または損害を第三者に与えたときは、甲がその処理解決に当たり、必要があるときは、乙は、甲に協力する。この場合、第三者に与えた損害を補償するときは、甲がこれを負担する。

5 本条前各項の場合、乙は、甲に対してその理由を明示して必要と認められる契約期間の延長を求めることができる。

(危険負担)

第18条 第12条にもとづいた業務完了前に甲および乙の責に帰することができない理由により生じた損害については、乙の負担とする。ただし、乙が善良な管理者としての相当の注意を怠らなかつたと認められるときは、乙は、甲に対し協議を求めることができる。

(瑕疵担保責任)

第 19 条 乙は、第 12 条にもとづいた業務完了後、契約の目的物に施工上の瑕疵もしくはかくれた瑕疵があったときは、相当の期間を定めてその修補、取替えまたは損害賠償の責めを負うものとする。ただし、あきらかに契約の目的物にとって深刻な瑕疵ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲乙協議をして取り決めるものとする。

2 本条 1 項による瑕疵担保期間は、契約書に定める。ただし、契約書に別途定めがない場合はその期間を 1 年間とする。

3 本条 1 項の瑕疵による契約の目的物の滅失または毀損については、甲は、本条 2 項に定める期間内で、かつ、その滅失または毀損の日から 1 年以内でなければ、本条 1 項の権利を行使することができない。

4 本条各項の規定は、第 11 条 2 項によって生じた契約の目的物の瑕疵または滅失もしくは毀損については適用しない。ただし、第 11 条 3 項にあたるときはこの限りでない。

(甲の契約解除権)

第 20 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除してその損害の賠償を求めることができる。

(1) 甲は、契約期間中に重大な事情により必要によって書面をもって契約を解除することができる。これによって生じる乙の損害については甲乙が協議したうえ、甲に対し賠償を求めることができる。

(2) 乙の責めに帰する事由により、契約期間内に業務が完了されなかったとき、または完了される見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 本条前号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。

(4) 乙が第 21 条各号のいずれかに該当する事由がないのに契約の解除を申出たとき。

(乙の契約解除権)

第 21 条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除してその損害の賠償を求めることができる。

- (1) 甲の責に帰する事由による業務着手の遅延または中止期間が三カ月に達したとき。
- (2) 甲から工事および請負代金を著しく減少する申出があったとき。
- (3) 甲が第 20 条各号のいずれかに該当する事由がないのに契約の解除を申出たとき。

(排除条項)

第 22 条 甲または乙の役員等（代表者もしくは役員またはこれらの者から取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または経営に実質的に関与している者が次の各号の一に該当するときは本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - (2) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 暴力団、暴力団員または本条 3 項から 5 項までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 甲または乙が自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。
 - (8) 甲または乙が自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合。
 - (9) 甲または乙が自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合。
- 2 甲または乙の一方が、本条 1 項の規定により本契約を解除した場合は、相手方に損害が生じても、これを一切賠償しない。

(解除に伴う措置)

第 23 条 甲が第 20 条 2 号、3 号および 4 号にもとづいてこの契約を解除したときは、乙は、すみやかに設備の機器・材料などを取去し、甲に対し設備の機器・材料の取去によって補填できない損害の賠償を行う。

2 乙が第 21 条の各号にもとづいてこの契約を解除したときは、乙は、設備の機器・材料などを取去することができ、これによって補填できない損害の賠償を甲に求めることができる。

3 この契約を解除したときは、甲乙が協議して当事者に属する物件について、期間を定めてその引取・後片付けなどの処置を行う。

4 本条 3 項の処置が遅れているとき、催告しても、正当な理由なくお行われなときは、相手方は、代わってこれを行いその費用を請求することができる。

(秘密漏洩の禁止)

第 24 条 甲または乙は、この契約に関連して知り得た業務上または技術上の秘密を第三者に漏洩してはならない。本条は、本契約期間中および契約期間終了後、あるいは契約解除後においても、永続的に継続するものとする。

(個人情報の保護)

第 25 条 甲または乙は、この契約により相手方から取得した個人情報を適切に管理し、この契約に必要な限りにおいて個人情報を用いることができ、これについて第三者へ漏洩してはならない。本条は、本契約期間中および契約期間終了後、あるいは契約解除後においても、永続的に継続するものとする。

(紛争の解決)

第 26 条 この契約に起因する甲乙間の紛争に関し、調停を申立または訴訟を提起する必要がある場合は、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とする。

2 乙は、乙と乙の使用人等及び乙の使用人等間の紛争等による影響を甲に与えてはならない。

(物品納入時等の自動車の使用)

第 27 条 乙は、物品納入時等に自動車を使用するときは、法令を遵守し、不必要なアイドリング行為を行うことなく、経済速度での運転に努めるものとする。

(その他の事項)

第 28 条 この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については公益財団法人滋賀食肉公社財務会計規程第 3 4 条、その他の法令の定めるところによる。

2 その他この契約に関し、疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印して、各自 1 通を保持するものとする。

平成 30 年 4 月 1 日

甲 委託者

乙 請負者